

資料第 4 号

教育推進部教育指導課

学校運営協議会設置校の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づく学校運営協議会制度を活用し、開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会規則第2条に基づき、以下のとおり学校運営協議会設置校の指定を行う。

- 1 学校運営協議会設置校として指定する学校
 - (1) 文京区立駒本小学校
 - (2) 文京区立第九中学校

- 2 指定の日
平成29年4月1日

- 3 指定期間
4年間